



2025年6月30日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出する2025年3月期の内部統制報告書において、2018年3月31日をもって終了する連結会計年度に発生したタイ証券取引委員会が指摘し、現在もタイ法務省特別捜査局が調査を継続している持分法適用関連会社Group Lease PCL. (以下「GL」という。)の完全子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)の融資取引について、当社監査法人が、内部統制評価を実施するのに十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったことから開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループの重要な持分法適用関連会社であるGLにおいて、有価証券報告書経理の状況追加情報に関する注記(Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について)に記載の事象が発生しております。

当社の持分法適用関連会社であるGLの完全子会社であったGLH(清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、2025年3月期決算短信(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められています。これに対しGLは、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めています。さらに、2024年9月17日に開示いたしました「GL Finance PLCのファイナンスリースリングライセンス取り消しと会社清算に関するGroup Lease PCLからのお知らせについて」に記載されているとおり、GL子会社であったGL Finance PLC. (以下、GLF)は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシ

グライセンの取り消しと会社の清算についての通知を受け、G L Fでは清算人が選定され清算手続が進められています。

これらの会計処理及び開示に関して、連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、限定付き適正意見となりました。

このため、タイD S Iの調査、関連する訴訟、G L H清算手続と関連するG L担保権の実現措置の展開、G L F清算手続次第では、当社グループが保有するG L持分法投資（当連結会計年度末の関係会社株式簿価10億円）の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結財務諸表には反映しておりません。この結果、当社グループの連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、タイS E C指摘G L H融資取引に関する影響を受け、継続して、監査範囲の制約としての限定事項となっております。

このため、タイS E C指摘G L H融資取引に関連して、親会社として海外持分法適用関連会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスには不備があると評価せざるを得ない状態となっております。これは、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当社事業年度末日までに是正できなかった理由は、G L Hの融資取引について、これまで実施している当社グループによる内部調査に加え、外部第三者委員会調査及び、G L Hが実施している特別監査においても、G L H融資取引についてタイS E Cの指摘の根拠を特定できていないこと、及びタイ捜査当局による調査手続きが終了しておらず、今以上にその情報（源）を入手することが困難である状況が継続していることによるものです。

また、G L会計監査人の監査が終了していないことについては、G L会計監査人への監査協力を進めているものの、2025年4月24日にG Lがタイ証券取引所において上場廃止になったことによる対応などもあり、現時点におきましてもG Lの監査が継続中であることによるものです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている持分法適用関連会社の監査機能の充実、及び持分法適用関連からの情報収集機能を向上させることを目的として、G Lにおきましては、当社代表取締役C E OがG Lの取締役を兼務すること、及び当社の執行役員であり当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスにおいて海外事業を所轄する取締役がG L H等のG L子会社取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。加えて、2021年4月からG Lの取締役監査委員会を刷新し、内部管理体制の充実と、G Lの財務諸表の監査手続が早期完了できるよう監G L査法人に対する働きかけも進めております。このような体制により、海外子会社の情報収集に加えて、タイ捜査当局等とのやり取り、G L会計監査人とのやり取り、並びに社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となっておりますので、不備の是正ができるよう、引き続きこの体制を継続し、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、2025年3月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

連結財務諸表の監査報告に係る監査意見は「限定付適正意見」となっており、個別財務諸表の監査報告に係る監査意見は「無限定適正意見」となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上